

令和 4 年 10 月 26 日
秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

- (1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名（法人にあつては名称）
 杵山工業株式会社
- (2) 対象者の事務所及び事業場の所在地
 秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り二号 2 番地 2 1
- (3) 許可の種類及び許可番号
 産業廃棄物収集運搬業（許可番号：00504050472）
- (4) 行政処分の内容及び理由
 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
 対象者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）7 条第 5 項第 4 号ニ
 に該当したことから、法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当するに至った。このことは、法第 14
 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する許可の取消し事由に該当する。
- (5) 行政処分の年月日
 令和 4 年 10 月 26 日